

**特別試験研究費税額控除制度  
ガイドライン  
〔平成25年度版〕**

**平成26年2月  
経済産業省**

# 目 次

I. 制度の概要	3
1. 改正の経緯	3
2. 本ガイドラインの位置付け	3
3. 特別試験研究費とは	3
4. 特別試験研究の種類	4
5. 用語	4
II. 個別の制度	8
1. 特別試験研究機関等との共同試験研究	8
2. 大学等との共同試験研究	10
3. 民間企業等との共同試験研究	14
4. 技術研究組合の組合員が行う協同試験研究	18
5. 特別試験研究機関等への委託試験研究	19
6. 大学等への委託試験研究	20
7. 特定中小企業者への委託試験研究	23
III. 2者以上の共同試験研究先との共同試験研究	26

## (参考)

参考1：契約又は協定に記載すべき事項の記載例

参考2：各費目の内訳書

参考3：特別試験研究費税額控除制度に係る租税特別措置法の該当条文

参考4：特別試験研究費税額控除制度に係る租税特別措置法施行令の該当条文

参考5：特別試験研究費税額控除制度に係る租税特別措置法施行規則の該当条文

参考6：特別試験研究費税額控除制度に係る租税特別措置法関係通達の該当部分

## <お問い合わせ先>

※本ガイドラインは、平成26年2月時点のものです。

## I. 制度の概要

### 1. 改正の経緯

特別試験研究費税額控除制度は、産学官連携による共同研究及び委託研究を通じた基礎的創造的研究を促進する観点から、平成5年度税制改正で創設されました。

しかしながら、主要国と比較すると、わが国の産学官連携は十分な状況にあるとは言えません。

このような中、「日本経済再生に向けた緊急経済対策」（平成25年1月11日閣議決定）にて、『研究開発、イノベーション推進』のための施策として、『「オープン・イノベーション」（企業が自前主義でなく、自他の技術等を幅広く活用して事業化や価値創造に取り組むこと）への取組を加速させる』ことが決定されました。

この政府決定を踏まえ、「平成25年度政府税制改正大綱」（平成25年1月29日閣議決定）では、研究開発税制の拡充の一つとして、『特別試験研究費の範囲に一定の契約に基づき企業間で実施される共同研究に係る試験研究費等を加える』と明記されました。

この内容を盛り込んだ平成25年度税制改正法案が平成25年3月29日に成立し、関連する政省令も含め、平成25年3月30日に公布され、平成25年4月1日に施行されました。

### 2. 本ガイドラインの位置付け

本ガイドラインは、拡充された特別試験研究費税額控除制度を適切かつ円滑に利用するにあたり参考としていただくために作成しました。本ガイドラインは、特段の記載がない限り単体納税法人による法人税額の特別控除に係る申告の際に活用していただくことを念頭に入れて作成しております。なお、連結納税法人による法人税額の特別控除及び個人事業者による所得税額の特別控除との条文の対応関係は、以下のとおりです。

法人（法人税関係）	個人事業者（所得税関係）
（単体）法第42条の4第2項、第12項	法第10条第2項、第8項
（連結）法第68条の9第2項、第12項	
（単体）政令第27条の4第8項、第9項	政令第5条の3第12項、第13項
（連結）政令第39条の39第9項、第10項	
（単体）財務省令第20条第1項から第8項まで	財務省令第5条の6
（連結）財務省令第22条の23 第1項から第8項まで	

### 3. 特別試験研究費とは（法第42条の4第12項第3号、法第42条の4第2項など）

#### （1）特別試験研究費の額（法第42条の4第12項第3号）

試験研究費の額のうち国の試験研究機関、大学その他の者と共同して行う試験研究、国の試験研究機関、大学又は中小企業者に委託する試験研究その他の政令で定める試験研究に係る試験研究費の額として政令で定めるものをいいます。

(2) 特別試験研究費の税額控除額（法第42条の4第2項）

特別試験研究費の額に一定の控除率（12%から当該事業年度の試験研究費の総額に係る税額控除割合を控除したもの）を乗じて計算した金額となります。

(3) 税額控除額の上限額（法第42条の4第2項、法第42条の4の2第1項）

総額型税額控除制度による控除額と合わせて法人税額の20%（平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する各事業年度については、30%）相当額となります。ただし、総額型税額控除制度による控除が優先されますので、この上限額から総額型税額控除制度による控除額を控除した残額がある場合に、当該残額の限度内で特別試験研究費税額控除制度が利用できます。

4. 特別試験研究の種類（政令第27条の4第8項）

- (1) 特別試験研究機関等との共同試験研究（同項第1号）
- (2) 大学等との共同試験研究（同項第2号）
- (3) 民間企業等との共同試験研究（同項第3号）
- (4) 技術研究組合の組合員が行う協同試験研究（同項第4号）
- (5) 特別試験研究機関等への委託試験研究（同項第5号）
- (6) 大学等への委託試験研究（同項第6号）
- (7) 特定中小企業者への委託試験研究（同項第7号）

(注) 特別試験研究には、上記の他、「その用途に係る対象者が少数である医薬品に関する試験研究」がありますが、本ガイドラインでは割愛いたします。

5. 用語

- (1) 法  
租税特別措置法
- (2) 政令  
租税特別措置法施行令
- (3) 財務省令  
租税特別措置法施行規則
- (4) 特別試験研究機関等（政令第27条の4第8項第1号）  
次のいずれかに該当する者
  - 1) 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律第2条第7項に規定する試験研究機関等（以下「試験研究機関等」という。）  
具体的に「試験研究機関等」とは、以下の者を指します。

警察庁科学警察研究所
------------

文部科学省科学技術・学術政策研究所
-------------------

厚生労働省国立医薬品食品衛生研究所
厚生労働省国立保健医療科学院
厚生労働省国立社会保障・人口問題研究所
厚生労働省国立感染症研究所
農林水産省動物医薬品検査所
農林水産省農林水産政策研究所
国土交通省国土技術政策総合研究所
気象庁気象研究所
気象庁高層気象台
気象庁地磁気観測所
環境省環境調査研修所
消防庁消防大学校
厚生労働省国立障害者リハビリテーションセンター
国土交通省国土地理院
気象庁気象大学校
海上保安庁海上保安大学校
防衛省技術研究本部航空装備研究所
防衛省技術研究本部陸上装備研究所
防衛省技術研究本部艦艇装備研究所
防衛省技術研究本部電子装備研究所
防衛省技術研究本部先進技術推進センター
防衛省技術研究本部札幌試験場
防衛省技術研究本部下北試験場
防衛省技術研究本部土浦試験場
防衛省技術研究本部岐阜試験場
自衛隊中央病院
防衛省防衛大学校
防衛省防衛医科大学校
独立行政法人農林水産消費安全技術センター
独立行政法人製品評価技術基盤機構
独立行政法人国立印刷局
独立行政法人国立病院機構

- 2) 産業技術力強化法第17条第1項第3号に規定する試験研究独立行政法人(1)に掲げる者に該当するものを除く。(以下「試験研究独立行政法人」という。))  
 具体的に「試験研究独立行政法人」とは、以下の者を指します。

独立行政法人情報通信研究機構
独立行政法人酒類総合研究所
独立行政法人造幣局
独立行政法人国立科学博物館
独立行政法人物質・材料研究機構
独立行政法人防災科学技術研究所
独立行政法人放射線医学総合研究所
独立行政法人国立美術館
独立行政法人国立文化財機構
独立行政法人科学技術振興機構
独立行政法人理化学研究所
独立行政法人宇宙航空研究開発機構
独立行政法人日本スポーツ振興センター

独立行政法人海洋研究開発機構
独立行政法人日本原子力研究開発機構
独立行政法人国立健康・栄養研究所
独立行政法人労働安全衛生総合研究所
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
独立行政法人医薬基盤研究所
独立行政法人国立がん研究センター
独立行政法人国立循環器病研究センター
独立行政法人国立精神・神経医療研究センター
独立行政法人国立国際医療研究センター
独立行政法人国立成育医療研究センター
独立行政法人国立長寿医療研究センター
独立行政法人種苗管理センター
独立行政法人家畜改良センター
独立行政法人水産大学校
独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構
独立行政法人農業生物資源研究所
独立行政法人農業環境技術研究所
独立行政法人国際農林水産業研究センター
独立行政法人森林総合研究所
独立行政法人水産総合研究センター
独立行政法人産業技術総合研究所
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構
独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
独立行政法人土木研究所
独立行政法人建築研究所
独立行政法人交通安全環境研究所
独立行政法人海上技術安全研究所
独立行政法人港湾空港技術研究所
独立行政法人電子航法研究所
独立行政法人航海訓練所
独立行政法人海技教育機構
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
独立行政法人国立環境研究所

(5) 大学等

次のいずれかに該当する者（政令第27条の4第8項第2号）

- 1) 学校教育法第1条に規定する大学又は高等専門学校（これらのうち構造改革特別区域法第12条第2項に規定する学校設置会社が設置するものを除く。）
- 2) 国立大学法人法第2条第4項に規定する大学共同利用機関

(6) 特定中小企業者（政令第27条の4第8項第7号、財務省令第20条第5項）

法第10条第4項に規定する中小企業者で法第2条第1項第11号に規定する青色申告書を提出するもの、法第42条の4第6項に規定する中小企業者で青色申告書を提出するもの及び法第68条の9第12項第6号に規定する中小連結法人に該当するもののうち、次の要件を満たすものをいいます。

- 1) その試験研究を行うために必要な拠点を有していること
- 2) その拠点において、その試験研究を行うために必要な設備を有していること

3) その試験研究の主要な部分について、再委託を行わないこと

ただし、以下の者は除きます。

- 1) 当該法人がその発行済株式等の総数又は総額の25%以上を有している他の法人（連結親法人にあっては、当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人を含む。）
- 2) 当該法人の発行済株式等の総数又は総額の25%以上を有している他の者（当該他の者が連結親法人である場合には当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人を、当該他の者が連結子法人である場合には当該連結子法人に係る連結親法人及び当該連結親法人による連結完全支配関係にある他の連結子法人を、それぞれ含む。）
- 3) 当該法人との間に支配関係（法人税法第2条第12号の7の5に規定する支配関係をいう。）がある他の者

なお、法人からの委託を受けて試験研究を行う者が、その法人の事業年度の中途において特定中小企業者に該当しないこととなった場合（法第42条の4第6項に規定する中小企業者で青色申告書を提出するもの等に該当しないこととなった場合又は1)の他の法人、2)の他の者若しくは3)の他の者に該当することとなった場合）には、その該当しないこととなった日以後の期間に係る当該試験研究のために要する費用の額は、特別試験研究費の額に該当しないこととなります。

また、法人から委託を受けて試験研究を行う者が、当該試験研究に係る契約又は協定の締結時において特定中小企業者に該当しない場合には、たとえその後に特定中小企業者に該当することとなったときであっても、その法人の当該試験研究のために要する費用の全額は、特別試験研究費の額に該当しないこととなります。

## II. 個別の制度

### 1. 特別試験研究機関等との共同試験研究

※特別試験研究機関等の定義は、I. 制度の概要 5. 用語をご覧ください。

(1) 契約又は協定（当該契約又は協定に係る付属書類を含む。以下同じ。）に記載すべき事項

特別試験研究費の税額控除を受けるためには、共同試験研究の契約又は協定に、以下の項目が記載されていることが要件となります。

#### 1) 費用の分担及びその明細（政令第27条の4第8項第1号）

共同試験研究に参加する企業及び特別試験研究機関等がそれぞれどのように費用を負担するのかについての明細を記載してください。

税額控除の対象となる費目は、法第42条の4第12項第1号に規定する試験研究費のうち共同試験研究に要した費用です。具体的には、共同試験研究に要した原材料費、人件費、経費（旅費、外注費、減価償却費、光熱費、修繕費等）及び委託研究費が対象費目となります。

なお、人件費の対象となる政令第27条の4第6項第1号に規定する「専門的知識をもって当該試験研究の業務に専ら従事する者」には、試験研究部門に属している者や研究者としての肩書きを有する者等の試験研究を専属業務とする者や、試験研究プロジェクトの全期間中従事する者のほか、次の事項の全てを満たす者もこれに該当することとされています（以下同じです。）。

- a) 試験研究のために組織されたプロジェクトチームに参加する者が、研究プロジェクトの全期間にわたり研究プロジェクトの業務に従事するわけではないが、研究プロジェクト計画における設計、試作、開発、評価、分析、データ収集等の業務（フェーズ）のうち、その者が専門的知識をもって担当する業務（以下「担当業務」という。）に、当該担当業務が行われる期間、専属的に従事する場合であること。
- b) 担当業務が試験研究のプロセスの中で欠かせないものであり、かつ、当該者の専門的知識が当該担当業務に不可欠であること。
- c) その従事する実態が、おおむね研究プロジェクト計画に沿って行われるものであり、従事期間がトータルとして相当期間（おおむね1ヶ月（実働20日程度）以上）であること。この際、連続した期間従事する場合のみでなく、担当業務の特殊性等から、当該者の担当業務が期間内に間隔を置きながら行われる場合についても、当該担当業務が行われる時期において当該者が専属的に従事しているときは、該当するものとし、それらの期間をトータルするものとします。
- d) 当該者の担当業務への従事状況が明確に区分され、当該担当業務に係る人件費が適正に計算されていること。

また、対象費目ごとに契約期間中の総見込額を記載してください。（結果として、当該総見込額と実績が異なっても構いません。）



- 2) 成果の帰属（政令第27条の4第8項第1号）  
共同試験研究の成果の帰属について、記載してください。  
なお、成果とは、一般的には以下のa)又はb)となります（以下のa)又はb)の利用権も含みます。）。
- a) 特許法、実用新案法、意匠法、商標法、半導体集積回路の回路配置に関する法律、種苗法、著作権法に規定する各権利及び外国における上記各権利に相当する権利
  - b) 秘匿することが可能な技術情報であって、かつ、財産的価値のあるものの中から、契約又は協定の当事者が協議の上、特に指定するもの
- 3) 成果の公表（政令第27条の4第8項第1号）  
当該特別試験研究機関等による当該成果の公表に関して、公表の有無又は公表する際のその公表の方法等を記載してください。

## (2) 特別試験研究費の額の算出方法

### 1) 支出額の把握

当該事業年度の試験研究費の額のうち、当該共同試験研究のために支出した金額を（1）1)の費目ごとに集計してください。ただし、当該支出額を客観的に判断できるような書類（例えば、①人件費を対象とする場合には、研究者が当該共同試験研究に従事した状況を説明する研究記録、②領収書等支出を証明できる書類）が必要です。  
なお、支出額は、契約額と一致している必要はありませんが、契約又は協定に沿って適正に支出されたと合理的に判断できる範囲のものであることが必要です。

### 2) 費用額の算出

当該共同試験研究のために支出した金額を基に、当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額（減価償却資産や繰延資産については、その償却額）を集計して下さい。

このとき、その試験研究費に充てるため他の者から支払を受けた金額（例えば他の企業から受け取った受託試験研究費又は国庫補助金等による助成金）が含まれる場合には、当該金額を控除した金額を費目ごとに集計して下さい。

## (3) 特別試験研究費の額の認定（財務省令第20条第7項第1号）

特別試験研究費の額については、次のとおり、試験研究機関等の長などの認定を受けることが必要です。

### 1) 試験研究機関等

試験研究機関等の長又は当該試験研究機関等の属する行政機関に置かれる地方支分部局の長の認定が必要となりますので、告示に定められている手続に従って申請を行い、認定書の交付を受けてください。

### 2) 試験研究独立行政法人

試験研究独立行政法人の長の認定が必要となりますので、共同試験研究を行った試験研究独立行政法人に手続を確認の上申請を行い、認定書の交付を受けてください。

## (4) 税額申告にあたって（財務省令第20条第7項柱書き）

確定申告書等に（3）で交付を受けた認定書の写しを添付してください。

## 2. 大学等との共同試験研究

※大学等の定義は、I. 制度の概要 5. 用語をご覧ください。

### (1) 契約又は協定に記載すべき事項

特別試験研究費の税額控除を受けるためには、共同試験研究の契約又は協定に、以下の項目が記載されていることが要件となります。

#### 1) 共同試験研究の目的及び内容（財務省令第20条第1項第1号）

共同試験研究の目的（期待される成果など）、内容（研究テーマなど）を記載してください。

#### 2) 共同試験研究の役割分担及びその内容（政令第27条の4第8項第2号）

共同試験研究に参加する企業及び大学等それぞれの役割分担及びその内容を記載してください。

#### 3) 共同試験研究の実施期間（財務省令第20条第1項第2号）

共同試験研究の実施期間について、開始年月日及び終了年月日を記載してください。

#### 4) 共同試験研究の参加企業及び大学等の名称等（財務省令第20条第1項第3号）

契約又は協定の当事者たる全ての企業及び大学等の名称、所在地、代表者氏名を記載してください。（契約又は協定に係る記名押印部分の記載でも可。）

#### 5) 共同試験研究の実施場所（財務省令第20条第1項第4号）

共同試験研究を実施する主な研究所名又は施設名及びその所在地を記載してください。

#### 6) 共同試験研究に使用する設備の明細（財務省令第20条第1項第5号）

共同試験研究で使用する建物・設備・機械・装置等の減価償却資産の名称、型式等の明細を記載してください。当該共同試験研究専用の設備でなくても、当該共同試験研究における使用に係る部分については、対象となります（ただし、当該共同試験研究に用いた時間とそれ以外で用いた時間とで按分する必要があります。）ので、当該設備についてもその明細を記載してください。

#### 7) 共同試験研究に直接従事する研究者の氏名（財務省令第20条第1項第6号）

共同試験研究に直接従事する研究者の氏名を記載してください。当該共同試験研究専従の研究員でなくても、当該共同試験研究における直接従事に係る部分については対象となります（ただし、当該共同試験研究に直接従事した時間とそれ以外に従事した時間とで按分する必要があります。）ので、当該研究者の氏名も記載してください。

#### 8) 費用の分担及びその明細（政令第27条の4第8項第2号）

共同試験研究に参加する企業及び大学等が費用を分担する旨及びそれぞれどのように費用を負担するのかについての明細を記載してください。

## 税額控除の対象となる費目

### a) 自社外試験研究費（財務省令第20条第8項第1号イ）

大学等が支出した共同試験研究に係る試験研究費（原材料費、人件費、旅費、経費及び外注費）のうち、申告法人が負担したものです。

#### ①原材料費

当該共同試験研究を行うために直接必要な原材料の購入に要する費用（実験用材料、実験部品作成材料、写真材料、試薬、化学薬品、記録紙等の消耗品等）

#### ②人件費

当該共同試験研究に直接従事する者に係る費用（研究者及び研究補助者に係る給与、賃金等）

\* 当該支出額を客観的に判断できるような書類として、研究者が当該共同試験研究に従事した状況・時間を説明する研究記録が必要となります。

#### ③旅費

当該共同試験研究に直接従事する者の当該共同試験研究の遂行に直接必要な所得税法第9条第1項第4号の規定に該当する旅費（研究者及び研究補助者の研究打合せ、資料収集、調査等の旅費）

#### ④経費

当該共同試験研究を行うために当該大学等において使用される当該大学等の機械及び装置並びに工具、器具及び備品の購入に要する費用

\* 当該支出額を客観的に判断できるような書類として、当該設備が当該共同試験研究に使用した状況・時間を説明する使用記録が必要となります。

#### ⑤外注費

当該共同試験研究の遂行に直接必要な外注費（設計料、委託試験料、機器運搬料、フィルム現像料等）

### b) 自社内試験研究費（財務省令第20条第8項第1号ロ）

共同試験研究に要した試験研究費（法第42条の4第12項第1号に規定する試験研究費（具体的には、原材料費、人件費及び経費（旅費、外注費、減価償却費、光熱費、修繕費等））のうち申告法人が自らの負担で支出した当該共同試験研究に係るもの（a）に該当する金額を除きます。）です。

※ 自社外試験研究費、自社内試験研究費とでは対象となる試験研究費の費目及びその内容が異なるのでご注意ください。

自社外試験研究費、自社内試験研究費いずれも、対象費目ごとに契約期間中の総見込額を記載してください。（結果として、当該総見込額と実績が異なっても構いません。）

## 9) 申告法人が負担した費用の額の確認及びその方法

（政令第27条の4第8項第2号）

申告法人が負担した特別試験研究費の額について、「(3) 特別試験研究費の額の監査及び確認」の「2) 大学等の確認を受けること」に記述しているとおり、大学等が確認する旨及びその確認方法を記載してください。

## 10) 成果の帰属及びその内容（政令第27条の4第8項第2号）

共同試験研究の成果が共同試験研究に参加する全ての企業及び大学等に何らかの形で帰属する旨及びその内容を記載してください。

なお、成果とは、一般的には以下の a) 又は b) となります（以下の a) 又は b) の利用権も含まず。）。

- a) 特許法、実用新案法、意匠法、商標法、半導体集積回路の回路配置に関する法律、種苗法、著作権法に規定する各権利及び外国における上記各権利に相当する権利
- b) 秘匿することが可能な技術情報であって、かつ、財産的価値のあるものの中から、契約又は協定の当事者が協議の上、特に指定するもの

#### 11) 成果の公表（政令第 27 条の 4 第 8 項第 2 号）

当該大学等による当該成果の公表に関して、公表の有無又は公表する際のその公表の方法等を記載してください。

#### 12) 定期的な進捗状況に関する報告の内容及び方法

（財務省令第 20 条第 1 項第 7 号）

契約又は協定の当事者間で、共同試験研究に関する進捗状況に関する報告について、定期的（少なくとも年 1 回以上）に行う旨を記載してください。また、確認した結果は、それぞれが署名又は記名押印の上、書類又は電子媒体で保存してください。

#### 13) その他参考となるべき事項（財務省令第 20 条第 1 項第 8 号）

共同試験研究に係る上記以外の項目について、特記事項がある場合、項目立てを行い記載してください。

### (2) 特別試験研究費の額の算出方法

#### 1) 支出額の把握

当該事業年度の試験研究費の額のうち、当該共同試験研究のために支出した金額を（1）8）の費目ごとに集計してください。ただし、当該支出額を客観的に判断できるような書類（例えば、①人件費を対象とする場合には、研究者が当該共同試験研究に従事した状況を説明する研究記録、②領収書等支出を証明できる書類）が必要です。

なお、支出額は、契約額と一致している必要はありませんが、契約又は協定の内容に沿って適正に支出されたと合理的に判断できる範囲のものであることが必要です。

#### 2) 費用額の算出

当該共同試験研究のために支出した金額を基に、当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額（減価償却資産や繰延資産については、その償却額）を集計して下さい。

このとき、その試験研究費に充てるため他の者から支払を受けた金額（例えば他の企業から受け取った受託試験研究費又は国庫補助金等による助成金）が含まれる場合には、当該金額を控除した金額を費目ごとに集計して下さい。

### (3) 特別試験研究費の額の監査及び確認（財務省令第 20 条第 8 項第 1 号）

#### 1) 監査を受けること

特別試験研究費の額については、その額が、関係法令及び当該契約又は協定に照らして適正であり、大学等が支出する当該共同試験研究に係る原材料費、人件費、旅費、経費及び外注費の額のうち、当該法人が負担したもの（当該契約又は協定において当該法人が負担することとされているものに限る。）であること並びに当該法人が当該

共同試験研究に要した費用の額（当該契約又は協定において当該法人が負担することとされているものに限る。）であることにつき、監査を受けてください。

※ 監査とは、いわゆる会計監査ではなく、専門的な知識及び経験を有する者が行う検査及び適正である事の証明をいい、この専門的な知識及び経験を有する者には、公認会計士若しくは監査法人、税理士若しくは税理士法人又は監査役が該当すると考えられますので、この証明については、これらの者による検査の結果、適正であった旨を記載した書類へのこれらの者の署名又は記名押印の方法により受けてください。以下同じです。

## 2) 大学等の確認を受けること

大学等が支出する当該共同試験研究に係る原材料費、人件費、旅費、経費及び外注費の額のうち、当該法人が負担したもの（当該契約又は協定において当該法人が負担することとされているものに限る。）であること並びに当該法人が当該共同試験研究に要した費用の額（当該契約又は協定において当該法人が負担することとされているものに限る。）であることにつき、書類により大学等の確認を受けてください。

## (4) 税務申告にあたって（財務省令第20条第8項柱書き）

確定申告書等に（3）で監査及び確認を受けた書類の写しを添付してください。

### 3. 民間企業等との共同試験研究

(1) 対象となる民間企業等とは、下記の者以外の法人となります。

(政令第27条の4第8項第3号)

- 1) 特別試験研究機関等
- 2) 大学等
- 3) 当該法人がその発行済株式又は出資（その有する自己の株式又は出資を除く。以下「発行済株式等」という。）の総数又は総額の25%以上を有している他の法人（連結親法人にあっては、当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人を含む。）
- 4) 当該法人の発行済株式等の総数又は総額の25%以上を有している他の者（当該他の者が連結親法人である場合には当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人を、当該他の者が連結子法人である場合には当該連結子法人に係る連結親法人及び当該連結親法人による連結完全支配関係にある他の連結子法人を、それぞれ含む。）
- 5) 当該法人との間に支配関係（法人税法第2条第12号の7の5に規定する支配関係をいう。）がある他の者

なお、法人と共同して試験研究を行う者が、その法人の事業年度の中途において民間企業等に該当しないこととなった場合（特別試験研究機関等、大学等、3）の他の法人、4）の他の者又は5）の他の者に該当することとなった場合）には、その該当しないこととなった日以後の期間に係る当該共同試験研究のために要する費用の額は、特別試験研究費の額に該当しないこととなります。

また、法人と共同して試験研究を行う者が、当該試験研究に係る契約又は協定の締結時において民間企業等に該当しない場合には、たとえその後に民間企業等に該当することとなったときであっても、その法人の当該試験研究のために要する費用の全額は、特別試験研究費の額に該当しないこととなります。

#### (2) 契約又は協定に記載すべき事項

特別試験研究費の税額控除を受けるためには、共同試験研究の契約又は協定に、以下の項目が記載されていることが要件となります。

- 1) 共同試験研究の目的及び内容（財務省令第20条第2項第1号）  
共同試験研究の目的（期待される成果など）、内容（研究テーマなど）を記載してください。
- 2) 共同試験研究の役割分担及びその内容（政令第27条の4第8項第3号）  
共同試験研究に参加する企業それぞれの役割及びその内容を記載してください。
- 3) 共同試験研究の実施期間（財務省令第20条第2項第2号）  
共同試験研究の実施期間について、開始年月日及び終了年月日を記載してください。
- 4) 共同試験研究の参加企業の名称等（財務省令第20条第2項第3号）  
契約の当事者たる全ての企業の名称、所在地、代表者氏名等を記載してください。（契約又は協定に係る記名押印部分の記載でも可。）

- 5) 共同試験研究の実施場所（財務省令第20条第2項第4号）  
共同試験研究を実施する主な研究所名又は施設名及びその所在地を記載してください。
- 6) 共同試験研究に使用する設備の明細（財務省令第20条第2項第5号）  
共同試験研究で使用する建物・設備・機械・装置等の減価償却資産の名称、型式等の明細を記載してください。当該共同試験研究専用設備でなくても、当該共同試験研究における使用に係る部分については、対象となります（ただし、当該共同試験研究に用いた時間とそれ以外で用いた時間とで按分する必要があります。）ので、当該設備についてもその明細を記載してください。
- 7) 共同試験研究に直接従事する研究者の氏名（財務省令第20条第2項第6号）  
共同試験研究に直接従事する研究者の氏名を記載してください。当該共同試験研究専従の研究員でなくても、当該共同試験研究における直接従事に係る部分については、対象となります（ただし、当該共同試験研究に直接従事した時間とそれ以外に従事した時間とで按分する必要があります。）ので、当該研究者の氏名も記載してください。
- 8) 費用の分担及びその明細（政令第27条の4第8項第3号）  
共同試験研究に参加する企業が費用を分担する旨及びそれぞれどのように費用を負担するのかについての明細を記載してください。

#### 税額控除の対象となる費目

- a) 自社外試験研究費（財務省令第20条第8項第2号イ）  
共同試験研究の相手先（相手方民間企業等）が支出した共同試験研究に係る試験研究費（原材料費、人件費、旅費、経費及び外注費）のうち、申告法人が負担したものです。
- ①原材料費  
当該共同試験研究を行うために直接必要な原材料の購入に要する費用（実験用材料、実験部品作成材料、写真材料、試薬、化学薬品、記録紙等の消耗品等）
- ②人件費  
当該共同試験研究に直接従事する者に係る費用（研究者及び研究補助者に係る給与、賃金等）  
\* 当該支出額を客観的に判断できるような書類として、研究者が当該共同試験研究に従事した状況・時間を説明する研究記録が必要となります。
- ③旅費  
当該共同試験研究に直接従事する者の当該共同試験研究の遂行に直接必要な所得税法第9条第1項第4号の規定に該当する旅費（研究者及び研究補助者の研究打合せ、資料収集、調査等の旅費）
- ④経費  
当該共同試験研究を行うために共同研究相手先において使用される当該共同研究相手先の機械及び装置並びに工具、器具及び備品の購入に要する費用  
\* 当該支出額を客観的に判断できるような書類として、当該設備が当該共同試験研究に使用した状況・時間を説明する使用記録が必要となります。

## ⑤外注費

当該共同試験研究の遂行に直接必要な外注費（設計料、委託試験料、機器運搬料、フィルム現像料等）

### b) 自社内試験研究費（財務省令第20条第8項第2号ロ）

共同試験研究に要した試験研究費（法第42条の4第12項第1号に規定する試験研究費（具体的には、原材料費、人件費及び経費（旅費、外注費、減価償却費、光熱費、修繕費等））のうち申告法人が自らの負担で支出した当該共同研究に係るもの（a）に該当する金額を除きます。）です。

※ 自社外試験研究費、自社内試験研究費とでは対象となる試験研究費の費目及びその内容が異なるのでご注意ください。

自社外試験研究費、自社内試験研究費いずれも、対象費目ごとに契約期間中の総見込額を記載してください。（結果として、当該総見込額と実績が異なっても構いません。）

## 9) 申告法人が負担した費用の額の確認及びその方法

（政令第27条の4第8項第3号）

申告法人が負担した特別試験研究費の額について、「(4) 特別試験研究費の額の監査及び確認」の「2) 他の共同試験研究者の確認を受けること」に記述しているとおり、他の共同試験研究参加企業が確認する旨及びその確認方法を記載してください。

## 10) 成果の帰属及びその内容（政令第27条の4第8項第3号）

共同試験研究の成果が共同試験研究に参加する全ての企業に何らかの形で帰属する旨及びその内容を記載してください。

なお、成果とは、一般的には以下のa) 又はb) となります（以下のa) 又はb) の利用権も含みます。）。

a) 特許法、実用新案法、意匠法、商標法、半導体集積回路の回路配置に関する法律、種苗法、著作権法に規定する各権利及び外国における上記各権利に相当する権利

b) 秘匿することが可能な技術情報であって、かつ、財産的価値のあるものの中から、契約又は協定の当事者が協議の上、特に指定するもの

## 11) 定期的な進捗状況に関する報告の内容及び方法

（財務省令第20条第2項第7号）

契約又は協定の当事者間で、共同試験研究に関する進捗状況に関する報告について、定期的（少なくとも年1回以上）に行う旨を記載してください。また、確認した結果は、それぞれが署名又は記名押印の上、書類又は電子媒体で保存してください。

## 12) その他参考となるべき事項（財務省令第20条第2項第8号）

共同試験研究に係る上記以外の項目について、特記事項がある場合、項目立てを行い記載してください。



### (3) 特別試験研究費の額の算出方法

#### 1) 支出額の把握

当該事業年度の試験研究費の額のうち、当該共同試験研究のために支出した金額を(2)8)の費目ごとに集計してください。ただし、当該支出額を客観的に判断できるような書類(例えば、①人件費を対象とする場合には、研究者が当該共同試験研究に従事した状況を説明する研究記録、②領収書等支出を証明できる書類)が必要です。

なお、支出額は、契約額と一致している必要はありませんが、契約又は協定の内容に沿って適正に支出されたと合理的に判断できる範囲のものであることが必要です。

#### 2) 費用額の算出

当該共同試験研究のために支出した金額を基に、当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額(減価償却資産や繰延資産については、その償却額)を集計して下さい。

このとき、その試験研究費に充てるため他の者から支払を受けた金額(例えば他の企業から受け取った受託試験研究費又は国庫補助金等による助成金)が含まれる場合には、当該金額を控除した金額を費目ごとに集計して下さい。

### (4) 特別試験研究費の額の監査及び確認 (財務省令第20条第8項第2号)

#### 1) 監査を受けること

特別試験研究費の額については、その額が、関係法令及び当該契約又は協定に照らして適正であり、他の共同試験研究者が支出する当該共同試験研究に係る原材料費、人件費、旅費、経費及び外注費の額のうち、当該法人が負担したもの(当該契約又は協定において当該法人が負担することとされているものに限る。)であること並びに当該法人が当該共同試験研究に要した費用の額(当該契約又は協定において当該法人が負担することとされているものに限る。)であることにつき、監査を受けてください。

※ 監査の方法については、Ⅱ. 2. (3) 1の※をご覧ください。

#### 2) 他の共同試験研究者の確認を受けること

他の共同試験研究者が支出する当該共同試験研究に係る原材料費、人件費、旅費、経費及び外注費の額のうち、当該法人が負担したもの(当該契約又は協定において当該法人が負担することとされているものに限る。)であること並びに当該法人が当該共同試験研究に要した費用の額(当該契約又は協定において当該法人が負担することとされているものに限る。)であることにつき、書類により他の共同試験研究者の確認を受けてください。

### (5) 税務申告にあたって(財務省令第20条第8項柱書き)

確定申告書等に(4)で監査及び確認を受けた書類の写しを添付してください。

#### 4. 技術研究組合の組合員が行う協同試験研究

##### (1) 技術研究組合の定款、規約又は事業計画に記載すべき事項

特別試験研究費の税額控除を受けるためには、技術研究組合の定款、規約又は各事業年度の事業計画（それらに変更された場合はそれぞれ変更後のもの）に、以下の項目が記載されていることが要件となります。

##### 1) 試験研究の目的及び内容（財務省令第20条第3項第1号）

試験研究の目的（期待される成果又は効果など）、内容（研究テーマ又は実施項目など）を記載してください。

##### 2) 組合員の役割分担及びその内容（政令第27条の4第8項第4号）

試験研究における当該法人及び当該法人以外の当該技術研究組合の組合員の役割分担とその具体的な内容を記載してください。

##### 3) 試験研究の実施期間（財務省令第20条第3項第2号）

試験研究の開始年月日及び終了年月日を記載してください。

##### 4) 試験研究の実施場所（財務省令第20条第3項第3号）

試験研究を実施する主な研究所名又は施設名及びその所在地を記載してください。

##### 5) その他参考となるべき事項（財務省令第20条第3項第4号）

試験研究に係る上記以外の項目について、特記事項がある場合、項目立てを行い記載してください。

##### (2) 税額控除の対象となる費用の額（政令第27条の4第9項第3号）

技術研究組合法第9条第1項の規定により賦課される費用の額が税額控除の対象となる特別試験研究費の額となります。

## 5. 特別試験研究機関等への委託試験研究

※特別試験研究機関等の定義は、I. 制度の概要 5. 用語をご覧ください。

### (1) 契約又は協定に記載すべき事項

特別試験研究費の税額控除を受けるためには、委託試験研究の契約又は協定に、以下の項目が記載されていることが要件となります。

#### 1) 費用の額及びその明細（政令第27条の4第8項第5号）

委託試験研究に関する費用について、委託元企業が負担する額の明細を記載してください。

税額控除の対象となる金額は、試験研究費の額のうち当該委託試験研究に要した費用の額として「(2) 特別試験研究費の額の認定」に記述しているとおり、申告法人の申請に基づき試験研究機関等の長等が認定した金額です。

#### 2) 成果の帰属（政令第27条の4第8項第5号）

委託試験研究の成果の帰属について、記載してください。

なお、成果とは、一般的には以下のa) 又はb) となります（以下のa) 又はb) の利用権も含みます。）。

a) 特許法、実用新案法、意匠法、商標法、半導体集積回路の回路配置に関する法律、種苗法、著作権法に規定する各権利及び外国における上記各権利に相当する権利

b) 秘匿することが可能な技術情報であって、かつ、財産的価値のあるものの中から、契約又は協定の当事者が協議の上、特に指定するもの

#### 3) 成果の公表（政令第27条の4第8項第5号）

当該特別試験研究機関等による当該成果の公表に関して、公表の有無又は公表する際のその公表の方法等を記載してください。

### (2) 特別試験研究費の額の認定（財務省令第20条第7項第2号）

特別試験研究費の額については、次のとおり、試験研究機関等の長などの認定を受けることが必要です。

#### 1) 試験研究機関等

試験研究機関等の長又は当該試験研究機関等の属する行政機関に置かれる地方支分部局の長の認定が必要となりますので、告示に定められている手順に従って申請を行い、認定書の交付を受けてください。

#### 2) 試験研究独立行政法人

試験研究独立行政法人の長の認定が必要となりますので、委託試験研究を行った試験研究独立行政法人に手続を確認の上申請を行い、認定書の交付を受けてください。

### (3) 税額申告にあたって（財務省令第20条第7項柱書き）

確定申告書等に(2)で交付を受けた認定書の写しを添付してください。

## 6. 大学等への委託試験研究

※大学等の定義は、I. 制度の概要 5. 用語をご覧ください。

### (1) 契約又は協定に記載すべき事項

特別試験研究費の税額控除を受けるためには、委託試験研究の契約又は協定に、以下の項目が記載されていることが要件となります。

#### 1) 委託試験研究の目的及び内容（財務省令第20条第4項第1号）

委託試験研究の目的（期待される成果など）、内容（研究テーマなど）を記載してください。

#### 2) 委託試験研究の実施期間（財務省令第20条第4項第2号）

委託試験研究の実施期間について、開始年月日及び終了年月日を記載してください。

#### 3) 委託試験研究の当事者たる企業及び大学等の名称等

（財務省令第20条第4項第3号）

契約又は協定の当事者たる全ての企業及び大学等の名称、所在地、代表者氏名を記載してください。（契約又は協定に係る記名押印部分の記載でも可。）

#### 4) 費用の負担及びその明細（政令第27条の4第8項第6号）

委託試験研究に関する費用について、委託元企業が当該試験研究に要する費用の額を負担する旨及びその負担する額の明細を記載してください。

税額控除の対象となる費目（財務省令第20条第8項第3号）

大学等が支出する次の費目について、申告法人が負担したもの（契約又は協定において申告法人が負担することとされているものに限る。）が対象となります。

##### a) 原材料費

当該委託試験研究を行うために直接必要な原材料の購入に要する費用（実験用材料、実験部品作成材料、写真材料、試薬、化学薬品、記録紙等の消耗品等）

##### b) 人件費

当該委託試験研究に直接従事する者に係る費用（研究者及び研究補助者に係る給与、賃金等）

\* 当該支出額を客観的に判断できるような書類として、研究者が当該委託試験研究に従事した状況・時間を説明する研究記録が必要となります。

##### c) 旅費

当該委託試験研究に直接従事する者の当該委託試験研究の遂行に直接必要な所得税法第9条第1項第4号の規定に該当する旅費（研究者及び研究補助者の研究打合せ、資料収集、調査等の旅費）

##### d) 経費

当該委託試験研究を行うために当該大学等において使用される当該大学等の機械及び装置並びに工具、器具及び備品の購入に要する費用

\* 当該支出額を客観的に判断できるような書類として、当該設備を当該委託試験研究に使用した状況・時間を説明する使用記録が必要となります。

##### e) 外注費

当該委託試験研究の遂行に直接必要な外注費（設計料、委託試験料、機器運搬料、フィルム現像料等）

また、対象費目ごとに契約期間中の総見込額を記載してください。（結果として、当該総見込額と実績が異なっても構いません。）

5) 申告法人が負担した費用の額の確認及びその方法

(政令第27条の4第8項第6号)

申告法人が負担した特別試験研究費の額について、「(3) 特別試験研究費の額の監査及び確認」の「2) 委託先である大学等の確認を受けること」に記述しており、大学等が確認する旨及びその確認方法を記載してください。

6) 成果の帰属 (政令第27条の4第8項第6号)

委託試験研究の成果の帰属について、記載してください。

なお、成果とは、一般的には以下のa) 又はb) となります(以下のa) 又はb) の利用権も含みます。)

- a) 特許法、実用新案法、意匠法、商標法、半導体集積回路の回路配置に関する法律、種苗法、著作権法に規定する各権利及び外国における上記各権利に相当する権利
- b) 秘匿することが可能な技術情報であって、かつ、財産的価値のあるものの中から、契約又は協定の当事者が協議の上、特に指定するもの

7) 成果の公表 (政令第27条の4第8項第6号)

当該大学等による当該成果の公表に関して、公表の有無又は公表する際のその公表の方法等を記載してください。

8) 定期的な進捗状況に関する報告の内容及び方法

(財務省令第20条第4項第4号)

契約又は協定の当事者間で、委託試験研究に関する進捗状況に関する報告について、定期的(少なくとも年1回以上)に行う旨を記載してください。また、確認した結果は、それぞれが署名又は捺印の上、書類又は電子媒体で保存してください。

9) その他参考となるべき事項 (財務省令第20条第4項第5号)

委託試験研究に係る上記以外の項目について、特記事項がある場合、項目立てを行い記載してください。

(2) 特別試験研究費の額の算出方法

1) 支出額の把握

当該事業年度の試験研究費の額のうち、当該委託試験研究のために支出した金額を(1)4)の費目ごとに集計してください。ただし、当該支出額を客観的に判断できるような書類(例えば、①人件費を対象とする場合には、研究者が当該委託試験研究に従事した状況を説明する研究記録、②領収書等支出を証明できる書類)が必要です。

なお、支出額は、契約額と一致している必要はありませんが、契約又は協定の内容に沿って適正に支出されたと合理的に判断できる範囲のものであることが必要です。

2) 費用額の算出

当該委託試験研究のために支出した金額を基に、当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額を集計して下さい。

このとき、その試験研究費に充てるため他の者から支払を受けた金額(例えば他の

企業から受け取った受託試験研究費又は国庫補助金等による助成金)が含まれる場合には、当該金額を控除した金額を費目ごとに集計して下さい。

(3) 特別試験研究費の額の監査及び確認(財務省令第20条第8項第3号)

1) 監査を受けること

特別試験研究費の額については、その額が、関係法令及び当該契約又は協定に照らして適正であり、当該法人が当該委託試験研究に要した費用の額(大学等が支出する当該委託試験研究費に係る原材料費、人件費、旅費、経費及び外注費の額のうち、当該法人が負担したもの(当該契約又は協定において当該法人が負担することとされているものに限る。)をいう。)であることにつき、監査を受けてください。

※ 監査の方法については、Ⅱ. 2. (3) 1の※をご覧ください。

2) 委託先である大学等の確認を受けること

当該法人が当該委託試験研究に要した費用の額(大学等が支出する当該委託試験研究に係る原材料費、人件費、旅費、経費及び外注費の額のうち、当該法人が負担したもの(当該契約又は協定において当該法人が負担することとされているものに限る。)をいう。)であることにつき、書類により委託先である大学等の確認を受けてください。

(4) 税務申告にあたって(財務省令第20条第8項柱書き)

確定申告書等に(3)で監査及び確認を受けた書類の写しを添付してください。

## 7. 特定中小企業者への委託試験研究

※特定中小企業者の定義は、I. 制度の概要 5. 用語をご覧ください。

### (1) 契約又は協定に記載すべき事項

特別試験研究費の税額控除を受けるためには、委託試験研究の契約又は協定に、以下の項目が記載されていることが要件となります。

#### 1) 委託試験研究の目的及び内容（財務省令第20条第6項第1号）

委託試験研究の目的（期待される成果など）、内容（研究テーマなど）を記載してください。

#### 2) 委託試験研究の実施期間（財務省令第20条第6項第2号）

委託試験研究の実施期間について、開始年月日及び終了年月日を記載してください。

#### 3) 委託試験研究の当事者たる企業及び特定中小企業者の名称等

（財務省令第20条第6項第3号）

契約又は協定の当事者たる企業及び特定中小企業者の名称、所在地、代表者氏名等を記載してください。（契約又は協定に係る記名押印部分の記載でも可。）

#### 4) 費用の負担及びその明細（政令第27条の4第8項第7号）

委託試験研究に関する費用について、委託元企業が当該試験研究に要する費用の額を負担する旨及びその負担する額の明細を記載してください。

#### 税額控除の対象となる費目（財務省令第20条第8項第4号）

特定中小企業者が支出する次の費目について、申告法人が負担したもの（契約又は協定において申告法人が負担することとされているものに限る。）が対象となります。

##### a) 原材料費

当該委託試験研究を行うために直接必要な原材料の購入に要する費用（実験用材料、実験部品作成材料、写真材料、試薬、化学薬品、記録紙等の消耗品等）

##### b) 人件費

当該委託試験研究に直接従事する者に係る費用（研究者及び研究補助者に係る給与、賃金等）

\* 当該支出額を客観的に判断できるような書類として、研究者が当該委託試験研究に従事した状況・時間を説明する研究記録が必要となります。

##### c) 旅費

当該委託試験研究に直接従事する者の当該委託試験研究の遂行に直接必要な所得税法第9条第1項第4号の規定に該当する旅費（研究者及び研究補助者の研究打合せ、資料収集、調査等の旅費）

##### d) 経費

当該委託試験研究を行うために当該特定中小企業者において使用される当該特定中小企業者の機械及び装置並びに工具、器具及び備品の購入に要する費用

\* 当該支出額を客観的に判断できるような書類として、当該設備が当該委託試験研究に使用した状況・時間を説明する使用記録が必要となります。

##### e) 外注費

当該委託試験研究の遂行に直接必要な外注費（設計料、委託試験料、機器運搬

料、フィルム現像料等)

また、対象費目ごとに契約期間中の総見込額を記載してください。(結果として、当該総見込額と実績が異なっても構いません。)

5) 当該法人が負担した費用の額の確認及びその方法

(政令第27条の4第8項第7号)

申告法人が負担した特別試験研究費の額について、「(3) 特別試験研究費の額の監査及び確認」の「2) 委託試験研究先の確認を受けること」に記述しているとおり、特定中小企業者が確認する旨及びその確認方法を記載してください。

6) 成果の帰属(政令第27条の4第8項第7号)

委託試験研究の成果の帰属について、記載してください。

なお、成果とは、一般的には以下のa)又はb)となります(以下のa)又はb)の利用権も含みます。)

- a) 特許法、実用新案法、意匠法、商標法、半導体集積回路の回路配置に関する法律、種苗法、著作権法に規定する各権利及び外国における上記各権利に相当する権利
- b) 秘匿することが可能な技術情報であって、かつ、財産的価値のあるものの中から、契約又は協定の当事者が協議の上、特に指定するもの

7) 再委託を行わない旨(財務省令第20条第6項第4号)

委託試験研究の主要な部分についての再委託を行わない旨を記載してください。

※ 特定中小企業者が申告法人から委託を受けた試験研究の再委託を行うことは、本来、禁止すべきですが、実態として、当該特定中小企業者が当該試験研究を行う拠点において有している設備、直接従事する研究者の状況等から、当該試験研究の全てを当該特定中小企業者が自ら行うことができない場合があると考えられることを踏まえ、例外として、限定的に当該試験研究の主要な部分以外の部分については、再委託を行うことを排除しないこととされています。

8) 定期的な進捗状況に関する報告の内容及び方法

(財務省令第20条第6項第5号)

契約又は協定の当事者間で、委託試験研究に関する進捗状況に関する報告について、定期的(少なくとも年1回以上)に行う旨を記載してください。また、確認した結果は、それぞれが署名又は記名押印の上、書類又は電子媒体で保存してください。

9) その他参考となるべき事項(財務省令第20条第6項第6号)

委託試験研究に係る上記以外の項目について、特記事項がある場合、項目立てを行い記載してください。

(2) 特別試験研究費の額の算出方法

1) 支出額の把握

当該事業年度の試験研究費の額のうち、当該委託試験研究のために支出した金額を(1)4)の費目ごとに集計してください。ただし、当該支出額を客観的に判断できるような書類(例えば、①人件費を対象とする場合には、研究者が当該委託試験研究



に従事した状況を説明する研究記録、②領収書等支出を証明できる書類)が必要です。  
なお、支出額は、契約額と一致している必要はありませんが、契約又は協定の内容に沿って適正に支出されたと合理的に判断できる範囲のものであることが必要です。

## 2) 費用額の算出

当該委託試験研究のために支出した金額を基に、当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額を集計して下さい。

このとき、その試験研究費に充てるため他の者から支払を受けた金額(例えば他の企業から受け取った受託試験研究費又は国庫補助金等による助成金)が含まれる場合には、当該金額を控除した金額を費目ごとに集計して下さい。

## (3) 特別試験研究費の額の監査及び確認(財務省令第20条第8項第4号)

### 1) 監査を受けること

特別試験研究費の額については、その額が、関係法令及び当該契約又は協定に照らして適正であり、当該法人が当該委託試験研究に要した費用の額(特定中小企業者が支出する当該委託試験研究に係る原材料費、人件費、旅費、経費及び外注費の額のうち、当該法人が負担したもの(当該契約又は協定において当該法人が負担することとされているものに限る。)をいう。)であることにつき、監査を受けてください。

※ 監査の方法については、Ⅱ. 2. (3) 1) の※をご覧ください。

### 2) 特定中小企業者の確認を受けること

当該法人が当該委託試験研究に要した費用の額(特定中小企業者が支出する当該委託試験研究に係る原材料費、人件費、旅費、経費及び外注費の額のうち、当該法人が負担したもの(当該契約又は協定において当該法人が負担することとされているものに限る。)をいう。)であることにつき、書類により特定中小企業者の確認を受けてください。

## (4) 税務申告にあたって(財務省令第20条第8項柱書き)

確定申告書等に(3)で監査及び確認を受けた書類の写しを添付してください。

### Ⅲ. 2者以上の共同試験研究先との共同試験研究

#### (1) 特別試験研究機関等、大学等又は民間企業等の2者以上の共同試験研究先との間で行う共同試験研究

##### 1) 契約又は協定に記載すべき事項

特別試験研究費の税額控除を受けるためには、共同試験研究の契約又は協定に、当該共同試験研究に係る全ての共同試験研究先との契約又は協定に記載すべき事項が記載されていることが要件となります。「Ⅱ. 個別の制度」を参照の上、記載してください。

##### 2) 特別試験研究費の額の認定又は監査及び確認について

共同試験研究先に特別試験研究機関等が含まれる場合、特別試験研究費の額の認定が必要となります。

また、大学等又は民間企業等が含まれる場合、特別試験研究費の額の監査及び確認が必要となります。「Ⅱ. 個別の制度」を参照の上、各共同試験研究先の認定又は監査及び確認を受けてください。

#### (2) 2者以上の共同試験研究先との共同試験研究であって、特別試験研究機関等、大学等又は民間企業等のほかに、特別試験研究となる共同試験研究の範囲から除かれる者が含まれる場合

特別試験研究となる共同試験研究の範囲から除かれる共同試験研究先は、基本的に、申告法人と一定の関係を有していることから、当該申告法人と当該共同試験研究先は同一の意思決定の下で活動し得るとみなされるため、その間に生ずる特別試験研究費の相互負担は対象外となります。具体的には、当該共同試験研究先が支出する費用であって当該申告法人が負担する額については対象外となりますが、それ以外の試験研究費については、要件を満たしている限り、特別試験研究費の対象となります。

参考 1-① 契約又は協定に記載すべき事項の記載例（共同試験研究）

※大学等との共同試験研究の場合の記載例ですが、民間企業等との共同試験研究等についても当該例示を参考としてください。

※この記載例では、甲：企業、乙：大学等となります。

1) 共同試験研究の目的及び内容

(例 1) 甲と乙とは、互いに共同して、○○○○○○○○を素材として、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○の品質及び機能を有する○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○するための研究開発を行うものとする。

(例 2) 甲及び乙は、次項に定める役割分担に基づき、次の各号に掲げる研究を共同にて実施するものとする。

- ①研究題目：○○○を○○○する○○○の研究
- ②研究の目的：○○○を用いて○○○するための技術を確立する。
- ③研究の内容：○○技術による○○を実装した○○装置を試作のうえ、○○法にてその有効性を検証する。

2) 共同試験研究の役割分担及びその内容

(例 1) 甲：実験計画立案、実験実施、研究統括、乙：実験計画立案、実験実施

(例 2) 甲：××を用いて、○○を評価する。乙：△△を提供する

3) 共同試験研究の実施期間

(例) 平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日

4) 共同試験研究の参加企業及び大学等の名称等

(例) 甲：東京都港区六本木△-△

××株式会社 代表取締役 ○○ ○○

乙：東京都千代田区霞ヶ関△-△

××大学 学長 ○○ ○○

5) 共同試験研究の実施場所

(例) ××医科学研究所 千葉県南房総市△-△

6) 共同試験研究に使用する設備の明細

(例) ××分析機（専用設備）、○○分離機（共用設備）

7) 共同試験研究に直接従事する研究者の氏名

(例)

甲：××研究部 ○○ ○○主任研究員 △△ △△研究員

乙：○○部 ×× ××研究員 △△ △△研究員

8) 費用の分担及びその明細

(例1) 大学等の費用も含め、企業が全て費用負担を行う場合  
費用分担

年度	平成×年度	内訳
甲	2,000万円	自社外試験研究費 1,500万円 自社内試験研究費 500万円
乙	0万円	
合計	2,000万円	

明細

自社外試験研究費 (単位：円)

費目	原材料費	人件費	旅費	経費※	外注費	備考
見込額	9,000,000	4,000,000	600,000	400,000	1,000,000	

自社内試験研究費の内訳 (単位：円)

費目	原材料費	人件費	経費※	委託研究費	備考
見込額	0	5,000,000	0	0	

※自社外試験研究費の経費と自社内試験研究費の経費とは、その範囲が異なる。

(例2) それぞれが、費用負担を行う場合

費用分担

年度	平成×年度	内訳
甲	2,000万円	自社外試験研究費 0万円 自社内試験研究費 2,000万円
乙	1,000万円	
合計	3,000万円	

明細① (甲負担分)

自社内試験研究費 (単位：円)

費目	原材料費	人件費	経費	委託研究費	備考
見込額	4,000,000	10,000,000	6,000,000	0	

明細② (乙負担分)

費目	原材料費	人件費	経費	委託研究費	備考
見込額	4,000,000	6,000,000	0	0	

9) 甲が負担した費用の額の確認及びその方法

(例) 甲が負担した共同試験研究の額について、乙はその妥当性を共同試験研究報告書に基づき確認を行う。

## 10) 成果の帰属及びその内容

(例 1) 本研究開発の遂行過程で生じた成果が本研究開発成果に該当するか否かについては、甲乙間の協議により決定し、書面でその確認を行うものとする。確認された本研究開発成果については、甲と乙の共有とし、その持分比率は、両者の貢献度を斟酌して甲乙間の協議により定める。

相手方から提供を受けた情報、技術資料、助言、援助等によらずに、単独で取得した本研究開発成果は、当該取得者に帰属する。単独で取得したか否かにつき疑義が生じたときは、甲乙間の協議により定める

(例 2) 甲に属する研究担当者及び乙に属する研究担当者が、共同でなした研究成果については、甲及び乙の共有とし、その持分比は、当該発明等に対する貢献度に応じて、甲乙協議の上で定めるものとする。

甲又は乙に属する研究担当者が、単独でなした研究成果は、原則として当該研究成果をなした甲又は乙に単独に帰属するものとする。

(例 3) 本共同研究の実施により得られる知的財産権の甲の持ち分は、甲又は甲に属する研究担当者に帰属する。甲又は乙に属する研究担当者が本共同研究の結果、単独で発明等を行ったときは単独所有とする。共同でした発明等に係る知的財産権は甲乙双方の貢献度を踏まえて甲乙協議の上決定された持分において甲側と乙側とが共有する。

## 11) 成果の公表

(例 1) 甲及び乙は、本研究開発成果（本研究開発に伴う単独所有に係るものを含む。）を第三者に開示又は外部に発表する場合には、その内容、時期、方法等について、あらかじめ相手方に通知し、同意を得るものとする。ただし、本研究開発成果に係る本特許権等の出願公開等により、公知となったことが明らかな事項については、この限りでない。

(例 2) 本共同研究完了後、研究成果を外部に公表できるものとし、公表したい旨を相手方に書面にて通知する。学会等の場合は演題申込締切〇日前までに、論文の場合は通知後〇日経過した後投稿する、これ以外の場合は通知後少なくとも〇日経過した後公表等を行う

## 12) 定期的な進捗状況に関する報告の内容及びその方法

(例) 甲及び乙は、定期的に会合を開き、本研究開発の進捗状況及び本研究開発成果の報告を行い、それぞれの遭遇する問題点を討議するものとする。会合の結果については、議事録に記録し、甲と乙とが相互に署名し、確認するものとする。

## 13) その他参考となるべき事項

(例 1) 研究者の略歴・有する資格（氏名については、別途必須項目です。）

(例 2) 実用化に関する計画

(例 3) 資金調達方法

※本号は必要に応じ規定してください。



その内容、時期、方法等について、あらかじめ相手方に通知し、同意を得るものとする。

8) 定期的な進捗状況に関する報告の内容及び方法

(例) 甲及び乙は、定期的に会合を開き、本研究開発の進捗状況及び本研究開発成果の報告を行う。会合の結果については、議事録に記録し、甲と乙とが相互に署名し、確認するものとする。

9) その他参考となるべき事項

※本号は必要に応じ規定してください。

参考2-① 各費目の内訳書（大学等との共同試験研究・自社外試験研究費）

※大学等との共同試験研究の場合の内訳書ですが、民間企業等との共同試験研究等についても当該内訳書を参考としてください。（参考2-②について同じ）

(1) 原材料費（当該共同試験研究を行うために直接必要な原材料の購入に要する費用：実験用材料・実験部品作成材料・写真材料・試薬・化学薬品・記録紙等の消耗品等）

伝票番号	名称	金額 (A)	他社からの支払い (B)	当期支出額 (A-B)	当期費用額	備考
合 計						

(2) 人件費（当該共同試験研究に直接従事する者に係る費用：研究者及び研究補助者に係る給与・賃金等）

伝票番号	職種（役職）	支払先（氏名）	単価	作業時間	金額 (A)	他社からの支払い (B)	当期支出額 (A-B)	当期費用額	備考
合 計									

(3) 旅費（当該共同試験研究に直接従事する者の当該共同試験研究の遂行に直接必要な所得税法第9条第1項第4号の規定に該当する旅費：研究者及び研究補助者の研究打合せ・資料収集・調査等の旅費）

伝票番号	対象者	金額 (A)	他社からの支払い (B)	当期支出額 (A-B)	当期費用額	備考
合 計						

(4) 経費（当該共同試験研究を行うために当該大学等において使用される機械及び装置並びに工具、器具及び備品の購入に要する費用）

伝票番号	名称	単価	作業時間	金額 (A)	他社からの支払い (B)	当期支出額 (A-B)	当期費用額	備考
合 計								

(5) 外注費

伝票番号	名称	金額 (A)	他社からの支払い (B)	当期支出額 (A-B)	当期費用額	備考
合 計						



参考2-② 各費目の内訳書（大学等との共同試験研究・自社内試験研究費）

(1) 原材料費（当該共同試験研究を行うために直接必要な原材料の購入に要する費用：実験用材料・実験部品作成材料・写真材料・試薬・化学薬品・記録紙等の消耗品等）

伝票番号	名称	金額 (A)	他社からの 支払い (B)	当期支出額 (A-B)	当期費用額	備考
合 計						

(2) 人件費（当該共同試験研究に直接従事する者に係る費用：研究者及び研究補助者に係る給与・賃金等）

伝票番号	職種（役職）	支払先（氏名）	単価	作業時間	金額 (A)	他社からの 支払い (B)	当期支出額 (A-B)	当期費用額	備考
合 計									

(3) 経費（旅費（研究者及び研究補助者の研究打合せ・資料収集・調査等の旅費））

伝票番号	対象者	金額 (A)	他社からの 支払い (B)	当期支出額 (A-B)	当期費用額	備考
合 計						

(4) 経費（減価償却用資産）

伝票番号	名称	単価	作業時間	金額 (A)	他社からの 支払い (B)	当期支出額 (A-B)	当期費用額	備考
合 計								

(5) 経費（外注費）

伝票番号	名称	金額 (A)	他社からの 支払い (B)	当期支出額 (A-B)	当期費用額	備考
合 計						

(6) 経費（その他）

伝票番号	名称	金額 (A)	他社からの 支払い (B)	当期支出額 (A-B)	当期費用額	備考
合 計						

参考2-③ 各費目の内訳書（大学等への委託試験研究）

※大学等への委託試験研究の場合の内訳書ですが、特定中小企業者への委託試験研究等についても当該内訳書を参考としてください。

(1) 原材料費（当該委託試験研究を行うために直接必要な原材料の購入に要する費用：実験用材料・実験部品作成材料・写真材料・試薬・化学薬品・記録紙等の消耗品等）

伝票番号	名称	金額 (A)	他社からの支払い (B)	当期支出額 (A-B)	当期費用額	備考
合 計						

(2) 人件費（当該委託試験研究に直接従事する者に係る費用：研究者及び研究補助者に係る給与・賃金等）

伝票番号	職種（役職）	支払先（氏名）	単価	作業時間	金額 (A)	他社からの支払い (B)	当期支出額 (A-B)	当期費用額	備考
合 計									

(3) 旅費（当該委託試験研究に直接従事する者の当該委託試験研究の遂行に直接必要な所得税法第9条第1項第4号の規定に該当する旅費：研究者及び研究補助者の研究打合せ・資料収集・調査等の旅費）

伝票番号	対象者	金額 (A)	他社からの支払い (B)	当期支出額 (A-B)	当期費用額	備考
合 計						

(4) 経費（当該委託試験研究を行うために当該大学等において使用される当該大学等の機械及び装置並びに工具、器具及び備品の購入に要する費用）

伝票番号	名称	単価	作業時間	金額 (A)	他社からの支払い (B)	当期支出額 (A-B)	当期費用額	備考
合 計								

(5) 外注費

伝票番号	名称	金額 (A)	他社からの支払い (B)	当期支出額 (A-B)	当期費用額	備考
合 計						

### 参考3 特別試験研究費税額控除制度に係る租税特別措置法の該当条文

第四十二条の四 青色申告書を提出する法人(人格のない社団等を含む。以下この章において同じ。)の各事業年度(解散(合併による解散を除く。)の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。)において、当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額(その試験研究費に充てるため他の者(当該法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含む。)から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額。以下この条において同じ。)がある場合には、当該法人の当該事業年度の所得に対する法人税の額(この条、第四十二条の五第二項、第三項及び第五項、第四十二条の六第二項、第三項及び第五項、第四十二条の九、第四十二条の十一第二項、第三項及び第五項並びに第四十二条の十二、第四十二条の十二、第四十二条の十二の二第二項、第四十二条の十二の三第二項、第三項及び第五項並びに第四十二条の十二の四並びに法人税法第六十七条から第七十条の二までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。以下第三項まで、第六項、第七項及び第九項において同じ。)から、当該事業年度の当該試験研究費の額の百分の十(試験研究費割合が百分の十未満であるときは、当該試験研究費割合に〇・二を乗じて計算した割合に百分の八を加算した割合(当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを切り捨てた割合)。次項において「試験研究費の総額に係る税額控除割合」という。)に相当する金額(以下この項及び第十二項第四号において「税額控除限度額」という。)を控除する。ただし、当該税額控除限度額が、当該法人の当該事業年度の所得に対する法人税の額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

2 青色申告書を提出する法人の各事業年度(解散(合併による解散を除く。)の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。)において、当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される特別試験研究費の額がある場合には、当該法人の当該事業年度の所得に対する法人税の額から、当該事業年度の当該特別試験研究費の額に税額控除割合(百分の十二から当該事業年度の試験研究費の総額に係る税額控除割合を控除したものをいう。)を乗じて計算した金額(以下この項及び第十二項第四号において「特別研究税額控除限度額」という。)を控除する。ただし、当該特別研究税額控除限度額が、当該法人の当該事業年度の所得に対する法人税の額の百分の二十に相当する金額から法人税額基準控除済金額(前項の規定により当該事業年度の所得に対する法人税の額から控除された金額をいう。)を控除した残額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該残額を限度とする。

12 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 試験研究費 製品の製造又は技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究のために要する費用で政令で定めるものをいう。
- 二 試験研究費割合 当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額の平均売上金額に対する割合をいう。
- 三 特別試験研究費の額 試験研究費の額のうち国の試験研究機関、大学その他の者と共同して行う試験研究、国の試験研究機関、大学又は中小企業者に委託する試験研究、その用途に係る対象者が少数である医薬品に関する試験研究その他の政令で定める試験研究に係る試験研究費の額として政令で定めるものをいう。

第四十二条の四の二 青色申告書を提出する法人の平成二十五年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度(解散(合併による解散を除く。))の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。)において、当該各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額(前条第一項に規定する試験研究費の額をいう。)がある場合における同条の規定の適用については、同条第一項から第三項まで、第六項及び第七項中「百分の二十」とあるのは、「百分の三十」とする。

所得税法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第五号)附則

第六十二条 新租税特別措置法第四十二条の四第十二項第三号の規定は、法人が施行日以後に支出する同号に規定する試験研究費の額について適用し、法人が施行日前に支出した旧租税特別措置法第四十二条の四第十二項第三号に規定する試験研究費の額については、なお従前の例による。

#### 参考4 特別試験研究費税額控除制度に係る租税特別措置法施行令の該当条文

##### 第二十七条の四

- 6 法第四十二条の四第十二項第一号に規定する試験研究のために要する費用で政令で定めるものは、次に掲げる費用とする。
- 一 その試験研究を行うために要する原材料費、人件費(専門的知識をもつて当該試験研究の業務に専ら従事する者に係るものに限る。)及び経費
  - 二 他の者に委託して試験研究を行う法人(人格のない社団等を含む。以下この章において同じ。)の当該試験研究のために当該委託を受けた者に対して支払う費用
  - 三 技術研究組合法第九条第一項の規定により賦課される費用
- 8 法第四十二条の四第十二項第三号に規定する政令で定める試験研究は、次に掲げる試験研究とする。
- 一 次に掲げる者(以下この号、第三号及び第五号において「特別試験研究機関等」という。)と共同して行う試験研究で、当該特別試験研究機関等との契約又は協定(当該契約又は協定において、当該試験研究に要する費用の分担及びその明細並びに当該試験研究の成果の帰属及びその公表に関する事項が定められているものに限る。)に基づいて行われるもの
    - イ 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律第二条第七項に規定する試験研究機関等
    - ロ 産業技術力強化法第十七条第一項第三号に規定する試験研究独立行政法人(イに掲げる者に該当するものを除く。)
  - 二 大学等(学校教育法第一条に規定する大学若しくは高等専門学校(これらのうち構造改革特別区域法第十二条第二項に規定する学校設置会社が設置するものを除く。))又は国立大学法人法第二条第四項に規定する大学共同利用機関をいう。以下この号、次号及び第六号において同じ。)と共同して行う試験研究で、当該大学等との契約又は協定(当該契約又は協定において、当該試験研究における当該法人及び当該大学等の役割分担及びその内容、当該法人及び当該大学等が当該試験研究に要する費用を分担する旨及びその明細、当該大学等が当該費用のうち当該法人が負担した額を確認する旨及びその方法、当該試験研究の成果が当該法人及び当該大学等に帰属する旨及びその内容並びに当該大学等による当該成果の公表に関する事項その他財務省令で定める事項が定められているものに限る。)に基づいて行われるもの
  - 三 他の者(特別試験研究機関等、大学等、当該法人がその発行済株式又は出資(その有する自己の株式又は出資を除く。以下この号及び第七号において「発行済株式等」という。)の総数又は総額の百分の二十五以上を有している他の法人(連結親法人にあつては、当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人を含む。))、当該法人の発行済株式等の総数又は総額の百分の二十五以上を有している他の者(当該他の者が連結親法人である場合には当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人を、当該他の者が連結子法人である場合には当該連結子法人に係る連結親法人及び当該連結親法人による連結完全支配関係にある他の連結子法人を、それぞれ含む。)及び当該法人との間に支配関係(法人税法第二条第十二号の七の五に規定する支配関係をいう。第七号において同じ。))がある他の者を除く。以下この号において同じ。)と共同して行う試験研究で、当該他の者との契約又は協定(当該契約又は協定において、当該試験研究における当該法人及び当該他の者の役割分担及びその内容、当該法人及び当該他の者が当該試験研究に要する費用を分担する旨及びその明細、当該他の者が当該費用のうち当該法人が負担した額を確認する旨及びその方法並びに当該

試験研究の成果が当該法人及び当該他の者に帰属する旨及びその内容その他財務省令で定める事項が定められているものに限る。)に基づいて行われるもの

四 技術研究組合の組合員が協同して行う技術研究組合法第三条第一項第一号に規定する試験研究で、当該技術研究組合の定款若しくは規約又は同法第十三条第一項に規定する事業計画(当該定款若しくは規約又は事業計画において、当該試験研究における当該法人及び当該法人以外の当該技術研究組合の組合員の役割分担及びその内容その他財務省令で定める事項が定められているものに限る。)に基づいて行われるもの

五 特別試験研究機関等に委託する試験研究で、当該特別試験研究機関等との契約又は協定(当該契約又は協定において、当該試験研究に要する費用の額及びその明細並びに当該試験研究の成果の帰属及びその公表に関する事項が定められているものに限る。)に基づいて行われるもの

六 大学等に委託する試験研究で、当該大学等との契約又は協定(当該契約又は協定において、当該試験研究における分担すべき役割として当該法人が当該試験研究に要する費用の額を負担する旨及びその明細、当該大学等が当該費用の額を確認する旨及びその方法並びに当該試験研究の成果の帰属及びその公表に関する事項その他財務省令で定める事項が定められているものに限る。)に基づいて行われるもの

七 特定中小企業者(法第十条第四項に規定する中小企業者で法第二条第一項第十一号に規定する青色申告書を提出するもの、法第四十二条の四第六項に規定する中小企業者で青色申告書を提出するもの及び法第六十八条の九第十二項第六号に規定する中小連結法人に該当するもののうち、試験研究を行うための拠点を有することその他の財務省令で定める要件を満たすものをいい、当該法人がその発行済株式等の総数又は総額の百分の二十五以上を有している他の法人(連結親法人にあつては、当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人を含む。)、当該法人の発行済株式等の総数又は総額の百分の二十五以上を有している他の者(当該他の者が連結親法人である場合には当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人を、当該他の者が連結子法人である場合には当該連結子法人に係る連結親法人及び当該連結親法人による連結完全支配関係にある他の連結子法人を、それぞれ含む。)及び当該法人との間に支配関係がある他の者を除く。以下この号において同じ。)に委託する試験研究で、当該特定中小企業者との契約又は協定(当該契約又は協定において、当該試験研究における分担すべき役割として当該法人が当該試験研究に要する費用の額を負担する旨及びその明細、当該特定中小企業者が当該費用の額を確認する旨及びその方法並びに当該試験研究の成果の帰属に関する事項その他財務省令で定める事項が定められているものに限る。)に基づいて行われるもの

八 薬事法第二条第十五項に規定する希少疾病用医薬品又は希少疾病用医療機器に関する試験研究で、独立行政法人医薬基盤研究所法第十五条第二号の規定による助成金の交付の対象となつた期間に行われるもの

9 法第四十二条の四第十二項第三号に規定する政令で定めるものは、次の各号に掲げる試験研究の区分に応じ当該各号に定める試験研究費の額とする。

一 前項第一号、第五号及び第八号に掲げる試験研究 当該試験研究に係る法第四十二条の四第十二項第一号に規定する試験研究費(次号において「試験研究費」という。)の額であることにつき財務省令で定めるところにより証明がされたもの

二 前項第二号、第三号、第六号及び第七号に掲げる試験研究 当該試験研究に係る試験研究費の額として当該法人が負担するものであることにつき財務省令で定めるところにより証明がされたもの

三 前項第四号に掲げる試験研究 当該試験研究に係る第六項第三号に掲げる費用の額

租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百十四号）附則

第十五条 新令第二十七条の四第八項(第二号から第四号まで、第六号及び第七号に係る部分に限る。)の規定は、法人が施行日以後に支出する同条第九項第二号に規定する試験研究費及び同項第三号に規定する費用について適用し、法人が施行日前に支出した旧令第二十七条の四第九項第二号から第四号までに規定する試験研究費については、なお従前の例による。

参考5 特別試験研究費税額控除制度に係る租税特別措置法施行規則の該当条文

第二十条 施行令第二十七条の四第八項第二号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 施行令第二十七条の四第八項第二号に掲げる試験研究(以下この項において「試験研究」という。)の目的及び内容
  - 二 当該試験研究の実施期間
  - 三 当該試験研究に係る施行令第二十七条の四第八項第二号に規定する大学等(以下この条において「大学等」という。)の名称及び所在地並びに当該大学等の長の氏名
  - 四 当該試験研究の実施場所
  - 五 当該試験研究の用に供される設備の明細
  - 六 当該試験研究に直接従事する研究者の氏名
  - 七 当該試験研究に係る定期的な進捗状況に関する報告の内容及び方法
  - 八 その他参考となるべき事項
- 2 施行令第二十七条の四第八項第三号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 施行令第二十七条の四第八項第三号に掲げる試験研究(以下この項において「試験研究」という。)の目的及び内容
  - 二 当該試験研究の実施期間
  - 三 当該試験研究に係る施行令第二十七条の四第八項第三号に規定する他の者(第八項第二号において「他の者」という。)の氏名又は名称及び代表者の氏名並びに住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地
  - 四 当該試験研究の実施場所
  - 五 当該試験研究の用に供される設備の明細
  - 六 当該試験研究に直接従事する研究者の氏名
  - 七 当該試験研究に係る定期的な進捗状況に関する報告の内容及び方法
  - 八 その他参考となるべき事項
- 3 施行令第二十七条の四第八項第四号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 施行令第二十七条の四第八項第四号に掲げる試験研究(以下この項において「試験研究」という。)の目的及び内容
  - 二 当該試験研究の実施期間
  - 三 当該試験研究の実施場所
  - 四 その他参考となるべき事項
- 4 施行令第二十七条の四第八項第六号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 施行令第二十七条の四第八項第六号に掲げる試験研究(以下この項において「試験研究」という。)の目的及び内容
  - 二 当該試験研究の実施期間
  - 三 当該試験研究に係る大学等の名称及び所在地並びに当該大学等の長の氏名
  - 四 当該試験研究に係る定期的な進捗状況に関する報告の内容及び方法
  - 五 その他参考となるべき事項
- 5 施行令第二十七条の四第八項第七号に規定する財務省令で定める要件は、次に掲げる要件とする。
- 一 施行令第二十七条の四第八項第七号に掲げる試験研究(以下この項及び次項において「試験研究」という。)を行うために必要な拠点を有していること。



- 二 前号の拠点において、当該試験研究を行うために必要な設備を有していること。
- 三 当該試験研究の主要な部分について、再委託を行わないこと。
- 6 施行令第二十七条の四第八項第七号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
  - 一 当該試験研究の目的及び内容
  - 二 当該試験研究の実施期間
  - 三 当該試験研究に係る施行令第二十七条の四第八項第七号に規定する特定中小企業者（第八項第四号において「特定中小企業者」という。）の氏名又は名称及び代表者の氏名並びに住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地
  - 四 当該試験研究の主要な部分について、再委託を行わない旨
  - 五 当該試験研究に係る定期的な進捗状況に関する報告の内容及び方法
  - 六 その他参考となるべき事項
- 7 施行令第二十七条の四第九項第一号に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた試験研究費の額は、次の各号に掲げる試験研究の区分に応じ当該各号に定める金額で、当該金額を支出した事業年度の確定申告書等に当該各号の認定に係る書類の写しを添付することにより証明がされた金額とする。
  - 一 施行令第二十七条の四第八項第一号に掲げる試験研究 法第四十二条の四第二項の規定の適用を受けようとする法人の申請に基づき、当該法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される同条第十二項第一号に規定する試験研究費の額（次号及び第三号において「試験研究費の額」という。）のうち当該試験研究に要した費用（当該試験研究に係る施行令第二十七条の四第八項第一号に規定する契約又は協定において当該法人が負担することとされている費用に限る。）の額として当該試験研究に係る施行令第二十七条の四第八項第一号イに規定する試験研究機関等（以下この号及び次号において「試験研究機関等」という。）の長若しくは当該試験研究機関等の属する国家行政組織法第三条の行政機関（次号において「行政機関」という。）に置かれる地方支分部局の長又は同項第一号ロに規定する試験研究独立行政法人の独立行政法人通則法第十四条第一項に規定する法人の長（次号において「試験研究独立行政法人の長」という。）が認定した金額
  - 二 施行令第二十七条の四第八項第五号に掲げる試験研究 法第四十二条の四第二項の規定の適用を受けようとする法人の申請に基づき、試験研究費の額のうち当該試験研究に要した費用の額（当該試験研究に係る同号に規定する契約又は協定において定められている金額を限度とする。）として当該試験研究に係る試験研究機関等の長若しくは当該試験研究機関等の属する行政機関に置かれる地方支分部局の長又は試験研究独立行政法人の長が認定した金額
  - 三 施行令第二十七条の四第八項第八号に掲げる試験研究 法第四十二条の四第二項の規定の適用を受けようとする法人の申請に基づき、試験研究費の額のうち当該試験研究に要した費用の額として独立行政法人医薬基盤研究所理事長が認定した金額
- 8 施行令第二十七条の四第九項第二号に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた試験研究費の額は、次の各号に掲げる試験研究の区分に応じ当該各号に定める金額で、当該金額を支出した事業年度の確定申告書等に当該各号の監査及び確認に係る書類の写しを添付することにより証明がされた金額とする。
  - 一 施行令第二十七条の四第八項第二号に掲げる試験研究 次に掲げる金額の合計額
    - イ 当該大学等が支出する原材料費、人件費（当該試験研究に直接従事する者に係るものに限る。）、旅費（当該試験研究に直接従事する者の当該試験研究に係るもので、かつ、所得税法第九条第一項第四号の規定に該当するものに限る。）、経費（当該試験研究の用に供される機械及び装置、工具並びに器具及び備品の購入に要する費用

に限る。)及び外注費の額のうち、当該法人が負担したもの(施行令第二十七条の四第八項第二号に規定する契約又は協定(ロにおいて「契約又は協定」という。))において当該法人が負担することとされているものに限る。)であることにつき、監査(専門的な知識及び経験を有する者が行う検査及び適正であることの証明をいう。以下この項において同じ。)を受け、かつ、当該大学等の確認を受けた金額

ロ 当該法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される法第四十二条の四第十二項第一号に規定する試験研究費の額(以下この項において「試験研究費の額」という。)のうち当該試験研究に要した費用の額(契約又は協定において当該法人が負担することとされているものに限るものとし、イに掲げる金額を除く。)であることにつき、監査を受け、かつ、当該大学等の確認を受けた金額

二 施行令第二十七条の四第八項第三号に掲げる試験研究 次に掲げる金額の合計額

イ 当該他の者が支出する原材料費、人件費(当該試験研究に直接従事する者に係るものに限る。)、旅費(当該試験研究に直接従事する者の当該試験研究に係るもので、かつ、所得税法第九条第一項第四号の規定に該当するものに限る。)、経費(当該試験研究の用に供される機械及び装置、工具並びに器具及び備品の購入に要する費用に限る。)及び外注費の額のうち、当該法人が負担したもの(施行令第二十七条の四第八項第三号に規定する契約又は協定(ロにおいて「契約又は協定」という。))において当該法人が負担することとされているものに限る。)であることにつき、監査を受け、かつ、当該他の者の確認を受けた金額

ロ 試験研究費の額のうち当該試験研究に要した費用の額(契約又は協定において当該法人が負担することとされているものに限るものとし、イに掲げる金額を除く。)であることにつき、監査を受け、かつ、当該他の者の確認を受けた金額

三 施行令第二十七条の四第八項第六号に掲げる試験研究 試験研究費の額のうち当該試験研究に要した費用の額(当該大学等が支出する原材料費、人件費(当該試験研究に直接従事する者に係るものに限る。)、旅費(当該試験研究に直接従事する者の当該試験研究に係るもので、かつ、所得税法第九条第一項第四号の規定に該当するものに限る。)、経費(当該試験研究の用に供される機械及び装置、工具並びに器具及び備品の購入に要する費用に限る。)及び外注費の額について、当該法人が負担したもの(施行令第二十七条の四第八項第六号に規定する契約又は協定において当該法人が負担することとされているものに限る。)をいう。)であることにつき、監査を受け、かつ、当該大学等の確認を受けた金額

四 施行令第二十七条の四第八項第七号に掲げる試験研究 試験研究費の額のうち当該試験研究に要した費用の額(当該特定中小企業者が支出する原材料費、人件費(当該試験研究に直接従事する者に係るものに限る。)、旅費(当該試験研究に直接従事する者の当該試験研究に係るもので、かつ、所得税法第九条第一項第四号の規定に該当するものに限る。)、経費(当該試験研究の用に供される機械及び装置、工具並びに器具及び備品の購入に要する費用に限る。)及び外注費の額について、当該法人が負担したもの(施行令第二十七条の四第八項第七号に規定する契約又は協定において当該法人が負担することとされているものに限る。)をいう。)であることにつき、監査を受け、かつ、当該特定中小企業者の確認を受けた金額

## 参考6 特別試験研究費税額控除制度に係る租税特別措置法関係通達の該当部分

### 租税特別措置法関係通達（法人税編）

（事業年度の中途において他の者等に該当しなくなった場合の適用）

42の4(3)-2 措置法令第27条の4第8項第3号又は第7号の規定の適用上、法人と共同し又は法人から委託を受けて試験研究を行う者が、当該法人の事業年度の中途において同項第3号に規定する他の者又は同項第7号に規定する特定中小企業者に該当しないこととなった場合には、当該法人のその該当しないこととなった日以後の期間に係る当該試験研究のために要する費用の額は、措置法第42条の4第12項第3号に規定する特別試験研究費の額に該当しないことに留意する。

（注） 法人と共同し又は法人から委託を受けて試験研究を行う者が、当該試験研究に係る契約又は協定の締結時において措置法令第27条の4第8項第3号に規定する他の者又は同項第7号に規定する特定中小企業者に該当しない場合には、たとえその後これらの方に該当することとなったときであっても、当該法人の当該試験研究のために要する費用の全額が、措置法第42条の4第12項第3号に規定する特別試験研究費の額に該当しないことに留意する。

<お問い合わせ先>

税務申告について

以下の URL（国税に関するご相談について）をご参照の上、所轄（又は最寄り）の税務署へお問い合わせください。

[http://www.nta.go.jp/shiraberu/sodan/denwa\\_soudan/index.htm](http://www.nta.go.jp/shiraberu/sodan/denwa_soudan/index.htm)

本ガイドラインについて

経済産業省	産業技術環境局	技術振興課	03-3501-1778
	北海道経済産業局	産業技術課	011-709-5441
	東北経済産業局	産業技術課	022-221-4897
	関東経済産業局	地域経済課	048-600-0253
	中部経済産業局		
	産業技術・人材・情報政策課		052-951-2774
	北陸支局	地域経済課	076-432-5518
	近畿経済産業局	産業技術課	06-6966-6017
	中国経済産業局	地域経済課	082-224-5684
	四国経済産業局	地域経済課	087-811-8513
	九州経済産業局	技術企画課	092-482-5461
内閣府	沖縄総合事務局	地域経済課	098-866-1730